

2017年3月24日

各位

鹿島建設株式会社

新規劣後特約付ローンによる資金調達及び  
既存劣後特約付ローンの期限前弁済に関するお知らせ

当社は、新規劣後特約付ローン(以下、「本劣後ローン」という。)による資金調達及び既存劣後特約付ローン(以下、「既存劣後ローン」という。)の期限前弁済(以下、本劣後ローンによる資金調達と併せて「本リファイナンス」と総称する。)の実施を決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本リファイナンスの目的

本リファイナンスは、株式の希薄化を発生することなしに、既存劣後ローンのリプレースメント条項(※1)を遵守しつつ、金利費用の適切なコントロールと、財務戦略の柔軟性を高めることを目的としております。

※1 「既存劣後ローンの期限前弁済にあたっては、期限前弁済日以前の12ヵ月以内に、既存劣後ローンと同等以上の資本性を有するものと格付機関から承認を得た資金を調達することを意図している」旨の条項。

2. 本劣後ローンの概要

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| (1) 資金調達総額 | 300億円              |
| (2) 契約締結日  | 2017年3月24日         |
| (3) 実行日    | 2017年3月31日         |
| (4) 資金使途   | 既存劣後ローンの期限前弁済資金に充当 |
| (5) 最終弁済期限 | 2077年3月31日         |

但し、当社は2022年3月31日以降の各利息支払日において、元本の全部または一部を期限前に弁済可能。(※2)

※2 本劣後ローンの期限前弁済にあたっては、本劣後ローンと同等以上の資本性を有するものと格付機関から承認を得た資金を調達することを意図している。但し、以下のいずれの要件も充足する場合は、同資金調達を見送る可能性がある。

- ① 連結財務諸表から算出される株主資本合計金額が3,945億円以上となった場合
- ② 連結財務諸表から算出されるデット・エクイティレシオが0.8倍を下回った場合

(6) 利息支払に関する制限

① 利息支払の強制停止

本劣後ローンの利息の支払いは、以下の事由の発生により全部または一部が繰り延べられる。

- i) 連結財務諸表において、2 連結会計年度連続で親会社株主に帰属する当期純損失が計上された場合
- ii) 連結財務諸表から算出されるネットデット・エクイティレシオが 2.5 倍を上回った場合
- iii) 上記の他、分配可能額の金額等による規定に抵触した場合

② 利息支払の任意停止

当社は、その裁量により本劣後ローンに係る利息支払の全部または一部を繰り延べることができる。

(7) 劣後条項

- ① 本劣後ローンの債権者は、当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは民事再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において、上位債権に劣後した劣後請求権を有する。
- ② 本劣後ローンに係る契約の各条項は、いかなる意味においても劣後債権の債権者以外の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならない。

(8) 格付機関による本劣後ローンの資本性評価

資本性「クラス4」・70% (株式会社格付投資情報センター)

(9) 本劣後ローンの参画投資家(貸付人)

株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行

3. 既存劣後ローンの期限前弁済の内容

- |             |                         |
|-------------|-------------------------|
| (1) 期限前弁済日  | 2017年3月31日              |
| (2) 期限前弁済金額 | 300億円                   |
| (3) 期限前弁済事由 | 既存劣後ローンの期限前弁済条項による。(※3) |

※3 既存劣後ローンに当初設定された期限前弁済可能日(2018年3月30日以降の利払日)より以前に、全貸付人の事前同意を得て返済するもの。

以 上